

 県章	<h1>三重県公報</h1>	令和元年5月14日(火)
		第3号
		毎週火・金曜日発行
<hr/> 目 次 <hr/>		
(番号)	(題名)	(担当) (頁)
告 示		
29	介護保険法の規定による指定試験実施機関の指定	(長寿介護課) 3
30	介護保険法の規定による指定研修実施機関の指定	(同) 3
31	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(同) 3
32	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同) 4
33	有害な興行の指定	(少子化対策課) 4
34	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課) 4
35	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課) 5
36	同件	(同) 5
37	同件	(同) 5
38	同件	(同) 6
39	同件	(同) 6
選管告示		
1	参議院選挙区選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数	(選挙管理委員会) 6
2	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨の報告	(同) 7
3	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同) 7
4	当選の効力に関する審査申立てに対する裁決	(同) 7
5	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同) 9
6	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同) 11
7	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	(同) 11
8	政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同) 11
9	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同) 12
公 告		
土地改良事業の工事の完了		(農地調整課) 13
公共測量が終了した旨の通知		(公共用地課) 13
同件		(同) 13
同件		(同) 14
同件		(同) 14
開発行為に関する工事の完了		(建築開発課) 14
人 事 委 公 告		
令和元年度三重県職員採用候補者A試験の実施		(人事委員会) 15
労 働 委 公 告		
労働関係調整法の規定によるあっせん員候補者の委嘱		(労働委員会) 16
選 管 公 告		

参議院選挙区選出議員選挙の立候補予定者に対する説明会の開催

(選挙管理委員会) 17

告 示

三重県告示第 29 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 27 第 1 項の規定により、介護支援専門員の指定試験実施機関を次のとおり指定しました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 指定を受けた団体

所在地 三重県津市桜橋二丁目 131 番地
名 称 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
代表者 井村 正勝

2 指定をした年月日

平成 31 年 4 月 23 日

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 23 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 30 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 33 第 1 項の規定により、介護支援専門員の指定研修実施機関を次のとおり指定しました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 指定を受けた団体

所在地 三重県津市桜橋二丁目 131 番地
名 称 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
代表者 井村 正勝

2 指定をした年月日

平成 31 年 4 月 23 日

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 23 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 31 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険 事 業 所 番 号	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	事 業 者 名	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
2470505765	訪問介護ハート 3	津市一志町田尻 107	株式会社 K & K ファミリー	令和元年 5 月 1 日	訪問介護
2460590314	独立行政法人国立病院機構 榊原病院 ゆうはあと訪問看護ステーション	津市榊原町 777	独立行政法人国立病院機構	令和元年 5 月 1 日	訪問看護
2460790195	吉祥苑訪問看護ステーション	松阪市鎌田町字南沖 275 番地の 1	社会福祉法人すみれ会	令和元年 5 月 1 日	訪問看護
2470205689	北勢つどい場デイサービス	四日市市駄出町 3 丁目 35-1	特定非営利活動法人北勢介護支援センター	令和元年 5 月 1 日	通所介護
2470303419	デイサービスリハビリスタジオリフィットプラス	鈴鹿市稻生町 5549 番地 2	株式会社リクオリア	令和元年 5 月 1 日	通所介護

2470205549	特別養護老人ホーム さくらスマイル ショートステイ	四日市市浜一色町 15番 14-1号	社会福祉法人桜コミュニティ	令和元年5月1日	短期入所生活介護
------------	---------------------------	--------------------	---------------	----------	----------

三重県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和元年5月14日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2460590314	独立行政法人国立病院機構 榊原病院 ゆうはあと訪問看護ステーション	津市榊原町 777	独立行政法人国立病院機構	令和元年5月1日	介護予防訪問看護
2460790195	吉祥苑訪問看護ステーション	松阪市鎌田町字南沖 275番地の1	社会福祉法人すみれ会	令和元年5月1日	介護予防訪問看護
2470205549	特別養護老人ホーム さくらスマイル ショートステイ	四日市市浜一色町 15番 14-1号	社会福祉法人桜コミュニティ	令和元年5月1日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第33号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和元年5月14日

三重県知事 鈴木英敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
85	映画	ハウス・ジャック・ビルト（原題）THE HOUSE THAT JACK BUILT	クロックワークス	令和元年5月14日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
86	映画	時計じかけのオレンジ（原題）A CLOCKWORK ORANGE	ワーナー・ブラザース映画		
87	映画	凌辱ホステス ぶち込まれて	オーピー映画		
88	映画	生尻娘 制服のしたたり	新東宝映画		
89	映画	激イキ奥様 仕組まれた快楽	オーピー映画		
90	映画	溢れる淫汁 いけいけ、タイガー	オーピー映画		
91	映画	人妻の吐息 淫らに愛して	オーピー映画		
92	映画	姉妹事件簿 エッチにまる見え	オーピー映画		

三重県告示第34号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和元年5月14日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成17年7月26日 第45号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重ヰセキ販売株式会社	代表取締役社長 松田 英明	津市垂水字中境499番地

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
大谷 安昭	■■■■■	玄米	K2316222
立神 吉洋	■■■■■	玄米	K2320046

三重県告示第 35 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン津河芸

津市河芸町中別保丸垣内 100 番

2 津市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年 5 月 14 日から同年 6 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 36 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターパーク（A ブロック）

津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

2 津市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年 5 月 14 日から同年 6 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 37 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターパーク（B ブロック）

- 津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 5 月 14 日から同年 6 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 38 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターバーデン（C ブロック）
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 5 月 14 日から同年 6 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 39 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール津南
津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 5 月 14 日から同年 6 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選 管 告 示

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、参議院選挙区選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成28年三重県選挙管理委員会告示第28号は、廃止します。

令和元年5月14日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	三重テレビ放送株式会社	3
ラジオ放送	東海ラジオ放送株式会社	1

三重県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設の指定をした旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和元年5月14日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
四日市市選挙管理委員会	旧四日市市立笹川西小学校	四日市市笹川五丁目62番地	平成31年4月1日
桑名市選挙管理委員会	桑名市パブリックセンター	桑名市中央町三丁目44番地	平成31年4月1日

三重県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年5月14日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四日市市	四日市市楠交 流会館	四日市市楠町北 五味塚1211番地	四日市市	四日市市楠交 流会館	四日市市楠町北 五味塚1211番地
		1			1
<u>四日市市</u>	<u>旧四日市市立 笹川西小学校</u>	<u>四日市市笹川五 丁目62番地</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
（略）	（略）	（略）	桑名市	桑名市伊曾島 分館	桑名市長島町白 鶴1番地2
桑名市	桑名市伊曾島 分館	桑名市長島町白 鶴1番地2	桑名市	桑名市伊曾島 分館	桑名市長島町白 鶴1番地2
<u>桑名市</u>	<u>桑名市パブリ ックセンター</u>	<u>桑名市中央町三 丁目44番地</u>			

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第4号

平成31年1月4日付けで三重県亀山市みどり町65番地8米川功から提起されました平成30年10月28日執行の亀山市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、平成31年4月24日に裁決しましたの

で、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 215 条の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 5 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

裁 決 書

三重県亀山市みどり町 65 番地 8

審査申立人 米川 功

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 31 年 1 月 4 日付けをもって提起された平成 30 年 10 月 28 日執行の亀山市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、三重県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、平成 30 年 11 月 12 日付けで亀山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出を行ったところ、市委員会は同年 12 月 13 日付けでこの申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人の当選を無効とする旨の裁決及び原決定を下した市委員会委員の資質について判断を求めて、審査の申立てを行ったものである。

申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件選挙で当選した小坂直親氏（以下「小坂氏」という。）は、当該地方公共団体との請負を禁止する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に抵触することから、市委員会に異議申立てを行ったが、明白な根拠を示したにもかかわらず不当にも棄却した。
- 2 亀山市（以下「市」という。）が施行した公営住宅事業における土地所有者の小坂氏と事業者の有限会社シラカワ、事業の選定に関与した当時の副市長の広森繁氏（以下「広森氏」という。）、原決定を下した市委員会委員長の今西政和氏（以下「今西氏」という。）のそれぞれの関係について、その属性や地縁を明らかにすれば、公正に欠け、公共事業としての適性が失われることは明白であったにもかかわらず、何も解明しなかつた。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を確認したところ、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 206 条第 2 項に基づく適法なものと認められたので、これを受理し、市委員会から弁明書を、申立人からは反論書を徴するとともに口頭意見陳述の機会を設け、次のとおり慎重に審理した。

1 地方公共団体との請負の禁止について

申立人の主張する地方公共団体の議会議員と当該地方公共団体との請負については、地方自治法第 92 条の 2 により「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されている。また、公職選挙法第 104 条では、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙において当選人となった者が地方自治法第 92 の 2 に規定する請負関係を有している場合には、当選の告知を受けた日から 5 日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ当選を失う。」旨が規定されている。

申立人は、市の借上型公営住宅事業において、市と請負関係にある有限会社シラカワが所有する住宅の土地所有者が小坂氏であることを以って、小坂氏も同市と請負関係にあるとし、同氏の当選無効を主張している。しかし、当該事業において、市と請負契約しているのは有限会社シラカワで、土地所有者である小坂氏は、有限会社シラカワに土地を提供しているに過ぎない。

よって、小坂氏については、地方自治法第 92 条の 2 に抵触するものではない。

2 市委員会の審査について

立候補の届出の受理に際して、選挙長は、必要事項の記載がなされているかどうか、必要添付書類がそろっているかどうかを審査する形式的審査権を有するが、その記載内容が真実であるかどうかを審査する実質的審査権は有しない（最高裁昭和 27 年（オ）第 859 号昭和 28 年 5 月 15 日第二小法廷判決・民集 7 卷 5 号 568 頁）。このことから、本件選挙における小坂氏の立候補の届出については、市委員会において形式的な要件が

具備されていることを確認しており、立候補受付時の審査は適正であったと認められる。

また、申立人から異議申立書に基づき市委員会が行った調査においても上記1のとおり、同市と小坂氏との間に契約関係の事実はない旨が確認されており、適正であったと認められる。

なお、市が施行した借上型住宅事業における小坂氏と有限会社シラカワとの関係及び当該事業選定に当たった広森氏との関係について、地縁、血縁関係を理由に違法を主張する点については、いずれも小坂氏の当選を無効とする申立人の主張を認めるに足りる証拠はない。また、小坂氏と今西氏が隣人であることを理由に市委員会の審査に対して疑義を主張する点についても同様である。

よって、申立人の主張は、いずれも認められず、市委員会の審査については、瑕疵はなく適正であったものと認められる。

以上により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成31年4月24日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

教示

この裁決に不服がある者は、この裁決書の交付を受けた日から30日以内に、三重県選挙管理委員会を被告として（訴訟において三重県選挙管理委員会を代表する者は三重県選挙管理委員会委員長となる。）、名古屋高等裁判所に訴え提起することができる。

三重県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和元年5月14日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
池田のりひこ後援会（鈴鹿の教育を考える会）	儀賀久明	池田幸子	鈴鹿市磯山二丁目15-2	平成31年3月26日	
杏林会	川野伸也	川野喜子	伊賀市緑ヶ丘南町4020-10	平成31年3月26日	
こども・保育政治連盟三重県支部	青山弘忠	榊原大	鈴鹿市東磯山二丁目26-18	平成31年3月19日	
島田とおる後援会	鈴井清美	藤原千賀子	鳥羽市鳥羽5丁目1-10	平成31年3月8日	
志民の会山村たけし後援会	山村健	山村森道	志摩市志摩町越賀654	平成31年3月11日	
たなはし勇治とゆかいな仲間たちの未来ある四日市を創る会	棚橋勇治	田中智之	四日市市浮橋二丁目23-11	平成31年3月1日	
津薬剤師連盟	寺田幸司	乾浩也	津市久居本町1347-1	平成31年4月3日	
豊田政典後援会	斎藤浩一	三尾則夫	四日市市笹川五丁目15	平成31年3月26日	
三木たかし後援会	三木隆	三木隆	四日市市中村町779-7	平成31年3月5日	
森口あゆみ後援会	松嶋澄夫	山本勝巳	名張市緑が丘東182	平成31年2月1日	
諸岡さとる後援会	諸岡覚	諸岡さとの	四日市市桜花台一丁目	平成31年	

			54-12	2月 15 日
山本順一後援会	山 本 順 一	山 本 順 一	三重郡朝日町大字繩生 2088-8	平成 31 年 3月 19 日
2 届出事項の異動				
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧
自由民主党三重県医療会支部	松 本 純 一	代表者 会計責任者	松 本 純 一 二 井 栄	青 木 重 孝 松 本 純 一
飯田ひさと後援会	平 野 佳 子	代表者	平 野 佳 子	平 野 孝太郎
伊賀歯科医師連盟	村 田 省 三	会計責任者	井 上 健 三	関 田 英 紀
伊勢 志民の会	山 村 健	会計責任者	山 村 森 道	今 西 正 行
岡村武後援会	西 田 忠 幸	会計責任者	岡 村 武	飯 田 清 明
おぎす智之後援会	西 脇 壽 郎	代表者	西 脇 壽 郎	古 市 立 美
倉田明子後援会	堤 幸 夫	会計責任者	倉 田 明 子	倉 田 雅 昭
坂本マキ後援会	樋 尾 正 和	代表者	樋 尾 正 和	鈴 木 鶴 吉
笹井絹予後援会	堀 列 子	主たる事務所 の所在地	四日市市日永西 三丁目 5-38	四日市市日永一 丁目 5-24
新政みえ	中 村 進 一	主たる事務所 の所在地	伊勢市常磐町 170-6	伊勢市常磐 1 丁 目 3-17
津市政研究会	岡 村 武	会計責任者	岡 村 武	飯 田 清 明
辻みつ子後援会	中 西 ますみ	代表者	中 西 ますみ	川 田 由美子
		会計責任者	青 山 左代子	土 井 貴 子
津村まもる後援会	玉 置 彰 俊	代表者	玉 置 彰 俊	三 鬼 直 也
		会計責任者	小 川 美恵子	玉 置 瞳
ながと孝之後援会	永 戸 孝 之	代表者	永 戸 孝 之	服 部 剛
		会計責任者	土 屋 邦 恵	永 戸 孝 之
南条ゆうじ後援会	玉 木 英 明	代表者	玉 木 英 明	伊 藤 弘
西のりたか後援会	山 川 且	会計責任者	大 江 豊	向 井 正 仁
		会計責任者	任 者	平成 31 年 2月 21 日

八太正年を育てる会	御子倭也	代表者	御子倭也	神谷直行	平成 31 年 2 月 5 日
廣耕太郎後援会	上之郷 正実	代表者	上之郷 正実	久保文英	平成 31 年 1 月 1 日
ふじい重嘉後援会	藤井紀代子	代表者	藤井紀代子	古市光明	平成 31 年 3 月 1 日
		会計責任者	藤井紀代子	藤井重嘉	平成 31 年 3 月 20 日
三重県歯科衛生士連盟	藤森悦世	会計責任者	大森年江	吉田さよ子	平成 31 年 3 月 27 日
三重県獣医師連盟	橋爪俊裕	会計責任者	小畠晴美	永田克行	平成 31 年 3 月 14 日
水谷すすむ後援会	森田俊平	主たる事務所	鈴鹿市神戸三丁目 3-10	鈴鹿市神戸一丁目 10-1	平成 31 年 3 月 10 日
		の所在地			
森康哲後援会	藤井昭彦	代表者	藤井昭彦	味香祥平	平成 31 年 3 月 5 日
諸岡さとる後援会	諸岡 覚	会計責任者	諸岡さとの	諸岡純子	平成 30 年 11 月 21 日

三重県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和元年 5 月 14 日

政治団体の名称	代表者の氏名	三重県選挙管理委員会委員長	高木久代
伊藤しゅいち後援会	伊藤守一	解散年月日	備考
栗田康昭後援会	栗田康昭	平成 30 年 12 月 31 日	
三木隆後援会	藤田一行	平成 31 年 2 月 28 日	
三島美京後援会	橋本和子	平成 31 年 3 月 15 日	
森口あゆみ後援会	鈴木八千代	平成 31 年 1 月 26 日	
諸岡さとる後援会	諸岡 覚	平成 31 年 2 月 15 日	

三重県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 5 月 14 日

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
川野伸也	県議会議員	杏林会	伊賀市緑ヶ丘南町 4020-10	平成 31 年 3 月 26 日

三重県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 26 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和元年 5 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

三木隆後援会

報告年月日	平成 31 年 3 月 5 日
1 収入総額	975, 686 円
本年収入額	975, 686 円
2 支出総額	975, 686 円
3 本年収入の内訳	
寄附	975, 686 円
個人分	975, 686 円
4 支出の内訳	
経常経費	544, 766 円
備品・消耗品費	47, 766 円
事務所費	497, 000 円
政治活動費	430, 920 円
組織活動費	251, 100 円
機関紙誌の発行その他の事業費	179, 820 円
機関紙誌の発行事業費	179, 820 円
5 寄付の内訳	
(個人分)	
三木隆	975, 686 円

諸岡さとる後援会

報告年月日	平成 31 年 2 月 15 日
1 収入総額	1, 082, 492 円
前年繰越額	82, 492 円
本年収入額	1, 000, 000 円
2 支出総額	516, 759 円
3 本年収入の内訳	
借入金	1, 000, 000 円
4 支出の内訳	
経常経費	300, 759 円
人件費	245, 500 円
光熱水費	55, 259 円
政治活動費	216, 000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	216, 000 円
宣伝事業費	216, 000 円
5 資産等の内訳	
(借入金)	
諸岡覚	6, 627, 545 円

三重県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和元年 5 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

三木隆後援会

報告年月日	平成 31 年 3 月 5 日
1 収入総額	1, 292, 112 円
本年収入額	1, 292, 112 円
2 支出総額	1, 292, 112 円
3 本年収入の内訳	

寄附	1,292,112 円
個人分	1,292,112 円
4 支出の内訳	
経常経費	971,124 円
備品・消耗品費	225,148 円
事務所費	745,976 円
政治活動費	320,988 円
組織活動費	122,726 円
機関紙誌の発行その他の事業費	198,262 円
機関紙誌の発行事業費	198,262 円
5 寄付の内訳	
(個人分)	
三木隆	1,292,112 円

諸岡さとる後援会

報告年月日	平成 31 年 2 月 15 日
1 収入総額	565,733 円
前年繰越額	565,733 円
2 支出総額	0 円
3 資産等の内訳	
(借入金)	
諸岡覚	6,627,545 円

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県営中山間地域総合整備事業（広域連携型）	紀北地区	平成 31 年 3 月 29 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 19 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市駅部田町、同市久保町、同市山室町及び同市八太町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 20 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域

松阪市小津町、同市松崎浦町、同市市場庄町、同市久米町、同市塙本町、同市船江町、同市大塙町、同市川井町、同市久保田町、同市鎌田町、同市朝日町、同市中央町、同市宮町、同市愛宕町、同市長月町、同市南町、同市春日町、同市大黒田町及び同市駅部田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 22 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

名張市大屋戸、同市松原町、同市夏秋、同市短野、同市下三谷、同市梅が丘、同市新田、同市美旗中村、同市東田原、同市上小波田、同市下小波田、同市西原町、同市南古山、同市美旗町池の台、同市美旗町中、同市美旗町藤が丘、同市美旗町南西原、同市東町、同市栄町、同市丸之内、同市元町、同市榎町、同市桜ヶ丘、同市松崎町、同市上八町、同市上本町、同市新町、同市鍛冶町、同市中町、同市朝日町、同市南町、同市平尾、同市豊後町、同市本町、同市木屋町、同市柳原町、同市大谷、同市蔵持町原出、同市蔵持町芝出、同市蔵持町里、同市緑が丘及び同市桔梗が丘

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 25 日に終了した旨、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所長から通知がありました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（U A V 空中写真及びU A V レーザによる三次元点群測量）

2 作業地域

伊賀市阿保、同市青山羽根及び同市川上

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 31 年 4 月 23 日	桑名郡木曽岬町大字富田子字丸山 413-1 ほか 12 筆	愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西 9-1 株式会社スギヤマ 代表取締役 杉 山 隆 秀
平成 31 年 4 月 23 日	三重郡菰野町大字菰野字片倉 5050-4	三重郡菰野町大字潤田 566-2 フィオレットエム B 202 萩 原 寿希也 萩 原 千 尋
平成 31 年 4 月 26 日	松阪市上川町字葛岡 1140-7	津市栗真中山町 43-1 栗真 M S ビル 601 仲 宗 仁 仲 垣由美
令和元年 5 月 7 日	亀山市川合町字里沢 426 の一部ほか 20 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也
令和元年 5 月 7 日	三重郡川越町大字豊田字北川原 836-1	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦

人 事 委 公 告

令和元年度三重県職員採用候補者A試験を次のとおり実施します。

令和元年 5 月 14 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

1 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数	
一般行政分野	行政 I	約 44 名
	行政 II	約 7 名
	行政 III	約 3 名
福祉分野	福祉技術	約 7 名
環境分野	環境化学	約 6 名
自然分野	農学	約 11 名
	林学	約 7 名
	水産	約 3 名
工学分野	総合土木	約 10 名
	建築	約 3 名
健康衛生分野	薬剤師	約 5 名
	保健師	約 8 名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において、事務又は技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

薬剤師以外については次の(1)、(2)又は(3)に該当し、かつ次の(6)及び(7)の資格を満たす人、薬剤師については次の(4)又は(5)に該当し、かつ次の(6)の資格を満たす人が受験できます。

(1) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人

試験区分「行政 II」のみ、昭和 62 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和 2 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(3) 試験区分「行政 III」は、上記(1)又は(2)に掲げる人のうち、下記の要件を満たすもの

スポーツ分野において、試験実施年度前 3 年間（ただし、オリンピック等 4 年に 1 度開催される国際大会については 4 年間）に、下記に掲げるいずれかの成績を収めた人

ア 国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会及びそれらと同等の国際大会）に日本代表として出場した選手

イ 全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会及びそれらと同等の全国大会）に出場し、個人種目は 3 位以上、団体種目は 8 位以上の成績を収めた選手

(4) 昭和 60 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた人

(5) 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次に掲げるもの

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和 2 年 3 月 31 日までに大学を卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

(7) 日本の国籍を有する人（試験区分「建築」に限ります。）

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験、専門試験（試験区分「行政 II」「行政 III」を除きます。）及びエントリーシート試験（試験区

分「行政Ⅱ」「行政Ⅲ」に限ります。)

(2) 試験日

令和元年6月23日(日)

(3) 試験会場

三重県立津高等学校(津市新町3丁目1-1)

6 第2次試験

第1次試験合格者について、次により行います。

(1) 試験種目

論文試験及び総合人物試験

なお、一定の資格を有する人に英語資格加点があります。

(2) 試験日及び試験会場

令和元年7月中旬から同年8月上旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 第3次試験

第2次試験合格者(試験区分「行政Ⅱ」「行政Ⅲ」に限ります。)について、次により行います。

(1) 試験種目

自己アピール面接

(2) 試験日及び試験会場

令和元年8月下旬から同年9月上旬までの指定する日

第2次試験合格通知で指定する場所

8 受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所

9 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

10 受験申込書の受付期間

令和元年5月16日(木)から同年6月3日(月)までとします。

なお、郵送による申込みは、令和元年6月3日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

11 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者A試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、令和2年4月1日の予定です。

12 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932)へしてください。

労 働 委 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により、あっせん員候補者を次のとおり委嘱しましたので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により公告します。

令和元年5月14日

三重県労働委員会会長 向山富雄

氏名 関
向山富雄弁護士

歴

委嘱年月日

平成26年5月9日

三 浦 敏 秀	弁護士	平成 24 年 5 月 7 日
前 嘏 卓 弥	元三重県労働委員会事務局長	平成 28 年 5 月 9 日
板 垣 謙太郎	弁護士	平成 28 年 5 月 9 日
吉 田 すみ江	弁護士	平成 30 年 5 月 8 日
吉 川 秀 治	連合三重会長	平成 26 年 9 月 22 日
金 森 美智子	連合三重副会長	平成 24 年 5 月 7 日
浅 野 啓 介	電機連合三重地方協議会事務局長	平成 28 年 9 月 21 日
石 川 秀 樹	全日本運輸産業労働組合三重県連合会執行委員長	平成 30 年 8 月 21 日
楠 本 敏 久	UAゼンセン三重県支部長	平成 30 年 11 月 21 日
高 林 学	三交不動産株式会社代表取締役社長	平成 26 年 5 月 9 日
野 呂 利 幸	株式会社松阪鉄工所監査役	平成 26 年 5 月 9 日
村 田 典 子	角仙合同株式会社代表取締役社長	平成 26 年 5 月 9 日
横 山 修 一	日本トランシスティ株式会社取締役専務執行役員	平成 28 年 5 月 9 日
別 所 浩 己	三重県中小企業団体中央会参事	平成 30 年 5 月 8 日
山 岡 哲 也	三重県労働委員会事務局長	平成 31 年 4 月 22 日
長 崎 祐 和	三重県労働委員会事務局次長兼調整審査課長	平成 31 年 4 月 22 日
田 中 豊 士	三重県労働委員会事務局調整審査課課長補佐兼班長	平成 30 年 4 月 23 日
堀 切 幹 也	三重県労働委員会事務局調整審査課主幹	平成 29 年 4 月 21 日

選 管 公 告

令和元年 7 月 28 日任期満了に伴う参議院選挙区選出議員選挙の立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

令和元年 5 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 日時 令和元年 6 月 20 日 (木) 午後 2 時

2 場所 津市広明町 13 番地

三重県庁講堂

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>